

緊急!

資金調達ができなくなる!?

中小企業が金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、無担保保証で信用保証協会の保証が受けられる、景気対応緊急保証制度(セーフティネット)が11月1日より変更されます。

中小企業のほぼ全業種対象となっていた同制度が今年の11月1日以降、全体の4割の業種が対象外となってしまいます。

また、中小企業が、金融機関に返済負担の軽減を申し入れた際、出来る限り貸付条件の変更等を行うように求める、中小企業金融円滑化法が2013年3月末で終了してしまいます。

金融庁の、ほとんど全ての企業の返済猶予を認める方針が、2013年4月からは

- ◎返済猶予を継続する企業(支援する企業)
 - ◎返済猶予を継続しない企業(支援しない企業)
- に区分し対応することになるということです。



このため、中小企業にとって、来年4月以降の資金調達はかなり厳しいものになります。緊急の対策が必要となってきます。

ご心配な方は永田会計まで!



経営に役立つメールマガジン



永田経営グループでは、定期的に皆様のお役に立つような記事をメールマガジンでも発行しております。

経営、労務、税務、会計、マーケティング、業種別情報等様々な情報を提供させていただきます。

全て2、3分程度で読め、すぐ実践していただける内容ばかりです。ぜひ、ご覧ください。

なお、配信ご希望の方は、mm@nagatakaikei.co.jp 宛に、会社名、お名前を記載の上、空メールを送信してください。

パソコン用メールアドレスのみとなりますので、ご了承ください。

売掛金が回収できないときの節税法とは？

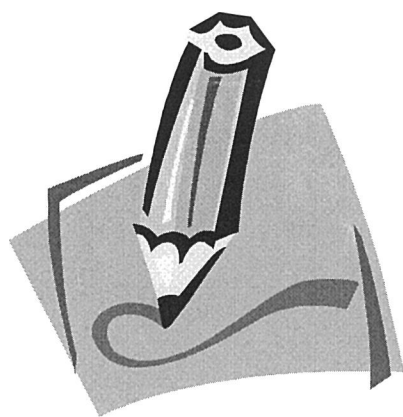
取引先が倒産すると、売掛金の回収見込みがほとんど立たなくなります。倒産した取引先に残った財産から配当を得るためには裁判が行なわれるのですが、こうした裁判はたいがい長期化します。

しかも債権者側としては、裁判中は回収できない売掛金を経費として処理することができません。



「売掛金などは、諸事情により、回収の見込みがなくても、その相手先が倒産または完全に回収ができないことが確定しなければ、経費に落とすことができない」というのが貸倒に関する前提だからです。自社にどれだけの配当がくるかもわからず、いつまで続くか見当がつかない裁判をひたすら待つのは現実的ではありません。

放棄する旨を書面に！ でもその前にしっかり判断



しかし、ある方法を使えば、回収不能になった売掛金を経費で処理することができます。ある方法とは何か？

「内容証明等でその売掛金を放棄する旨を書類で残す」ということです。

回収の見込みがないのならば、自らが放棄してしまえば経費に落とすことが可能。ただし、債務者が債務超過の状態が相当期間継続していることが前提になります。ここでの重要事項は、売掛金を放棄する旨の書類を期末までに提出することが必要ということです。

この際「本当に放棄しても構わない売掛金かどうか」をしっかり判断することが大切。回収不能と書いていても、万が一、配当があるかもしれません。売掛金を放棄したら1円も自社には入ってきませんが、放棄せず残しておけば、少しでも回収できる可能性があります。一部を回収してから未回収部分を経費処理することも可能なのです。

実情を勘案した上で、すぐに経費に落とすかどうか処理することが求められるでしょう。

